

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会資本整備総合交付金の充実

(1) 社会資本整備総合交付金については、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

(2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。

2. 公共事業用地の確保

(1) 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

(2) 市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。

(3) 土地開発公社経営健全計画の着実な推進を図るため、都市の置かれている財政状況等を踏まえ、第三セクター等改革推進債をはじめとする財政措置の充実を図ること。

3. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、財政措置の拡充を図ること。

4. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本的方針等を策定すること。